

新型コロナウイルス感染症を契機とした対策 【報告】

2020年12月11日
経済産業省 産業保安グループ^o
ガス安全室

1. 新型コロナウイルス感染症を受けた法的措置について

- 新型コロナウイルスの影響に鑑み、液石法施行規則で規定する期間（消費設備・供給設備の調査・点検及び周知、充てん設備の保安検査、液化石油ガス販売事業者の事業報告義務等）について、延長措置を講じた。

【省令・告示改正による猶予措置等】

令和2年3月17日（火）公布・施行

講習（業務主任者、設備士、充てん作業員）受講期限の1年延長

令和2年4月10日（金）公布・施行

- 充てん設備の保安検査期限の4ヶ月延長
- 供給設備点検、消費設備調査等期限（令和2年4月10日～9月30日）の4ヶ月延長
- 販売事業者の事業年度報告期限の4ヶ月延長

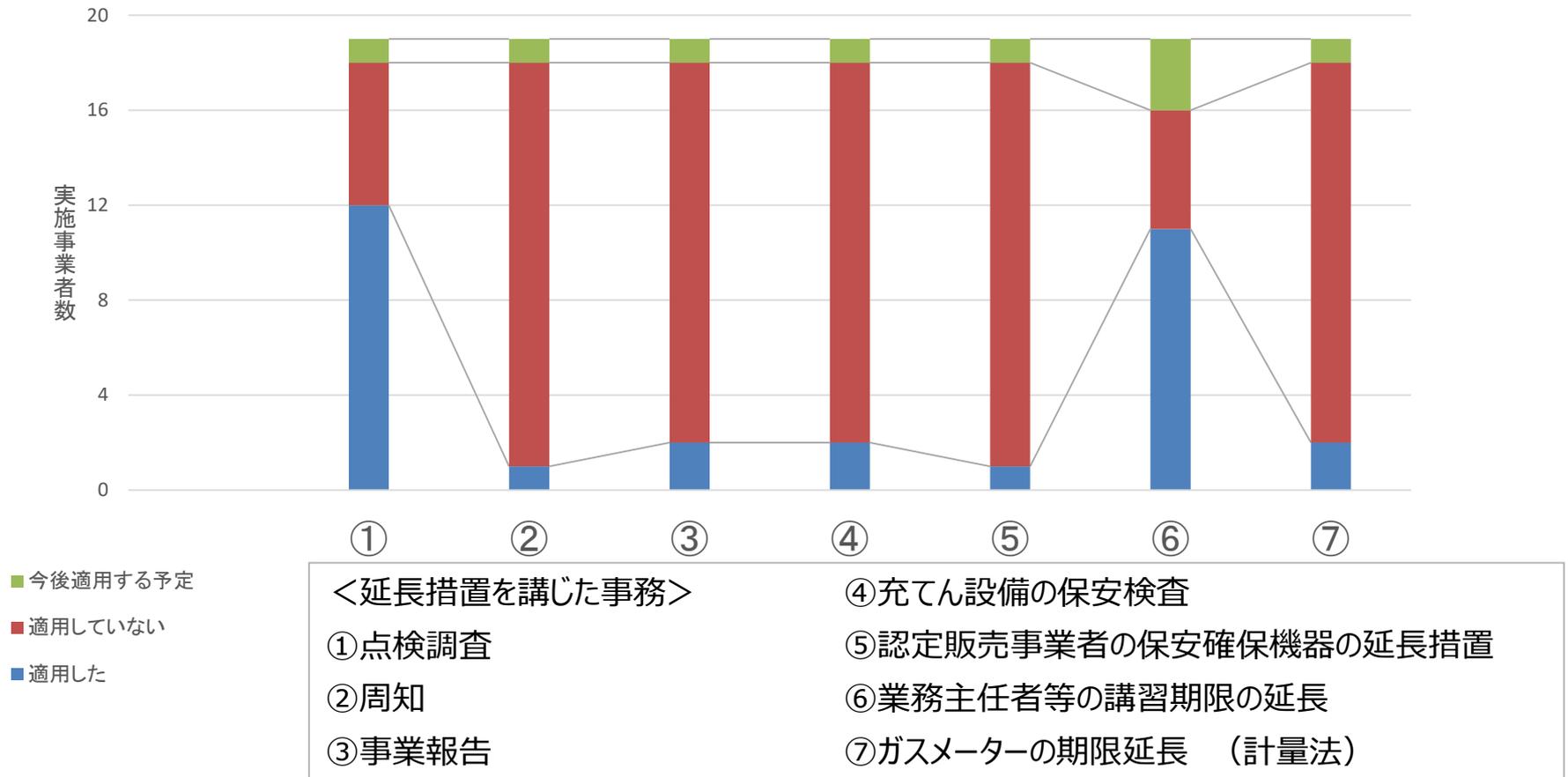
令和2年6月26日（金）公布・施行

- 講習（業務主任者）受講期限を年度内に延長
- 認定販売事業者の保安確保機器期限管理の4ヶ月延長
- 供給設備点検、消費設備調査等期限（令和2年10月1日～11月30日）の4ヶ月延長

1. 新型コロナウイルス感染症を受けた法的措置について

- 令和2年9月、日本液化石油ガス協議会は、会員向けにアンケートを実施。点検調査の猶予と、講習期限の延長について、適用している企業が多かった。
- 点検調査方法の見直しという意見もあった。
- 他方で、延長等により、保安確保や期限管理上、懸念とする意見もあった。

期限延長措置の実施状況



1. 新型コロナウイルス感染症を受けた法的措置について（予定）

マイコンメーター表示等に基づく計算値による定期消費設備調査

- 圧力損失について、計測値と、計算値の相関関係を分析し、乖離が小さいことを確認。
- 従来は計測が必要であったが、今回の改正では計算値を使用する代替措置を追加。

圧力の確認方法について

【従来】 **計測**が必要。

調整圧力及び閉塞圧力並びに燃焼器入口における圧力確認を行うためには、**消費者宅において各圧力測定及び燃焼器の点火が必要であった。**

もしくは、マイコンメーターと燃焼器間の**圧力損失を消費者宅で事前に測定**しておくことを条件とし、マイコンメーターでの代替を可能としていた。

いずれの方法でも、圧力の測定は**消費者の協力が得られない場合は実施できなかった。**

【代替措置の追加】 **計算値**を使用する措置を追加。（例示基準第30節に追加）

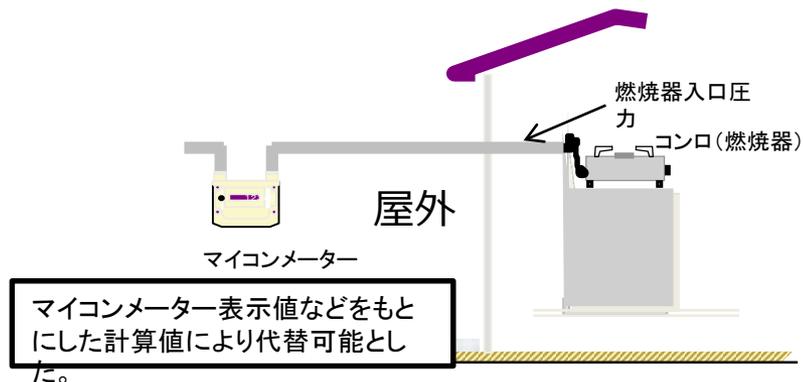
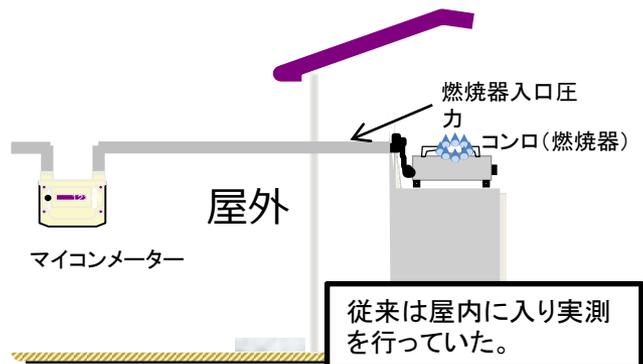
マイコンメーター表示、その他データ（注）をもとに計算した値を使用可能とする予定。

（注）**計算に必要なデータ**：最大ガス流量（消費量）、管の内径、配管の長さ、継手類など。計算に使用した根拠を記録に残す。

委託事業（KHK）における検討

- 圧力損失について、計測値と、計算値（高圧ガス保安協会基準KHKS0738の圧力損失計算方法による）との相関関係を分析し、乖離が小さいことを確認。
- 本手法の適用範囲：計測値又は計算値による圧力損失が0.3kPaを超える場合はマイコンメーターの表示による圧力確認方法は使えない。（例えば、0.3kPaの圧力損失は計算上では長さ約40m程度の配管設備に相当し、著しく長い配管設備ではマイコンメーターによる確認は出来ない。）

あわせて、上記手法についての定期点検調査のガイドライン（手順など）を作成予定。

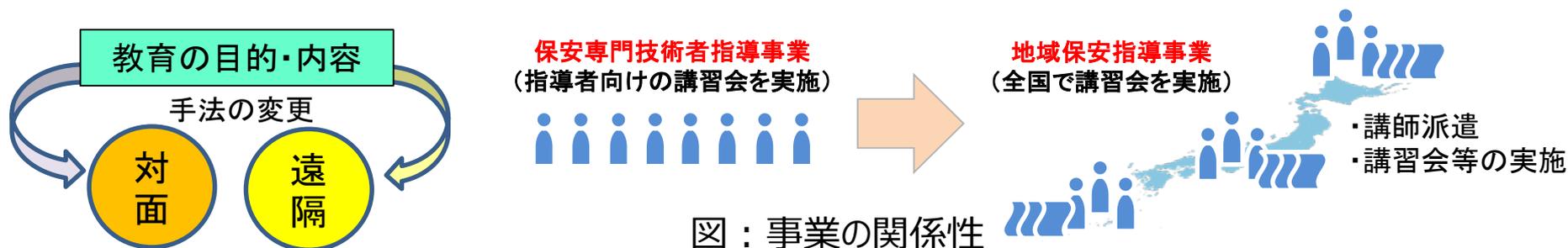


2. 保安に関する遠隔教育

- **指導事業（委託）**：全国のLPガス販売事業者等の保安レベルの維持・向上を目的とし、①**指導者を養成**する「保安専門技術者指導事業」と、②**指導者（保安専門技術者）を派遣**してLPガス販売事業者向けに講習会等を行う「地域保安指導事業」を実施。新型コロナウイルス感染症に係る目下の状況においても、保安教育や技術伝承は待ったなしであり、**令和2年6月以降、遠隔教育を実施中**。
- **義務講習**：令和2年7月以降、複数の設備士指定養成施設が、設備士講習の**オンライン化**を推進。

事業	講習会の特徴	講習会の流れ		
		事前学習	講義	到達レベルの確認(注)
保安専門技術者指導事業	<ul style="list-style-type: none"> 指導者（専門技術者）向け 法定業務、災害、指導法等 地域指導事業の教材を作成。 	<ul style="list-style-type: none"> 教材学習、動画視聴（主に保安技術者web資料を活用） 	<ul style="list-style-type: none"> 少人数で演習と質疑応答を行う専門技術者講習ではSkype・WebEx等によるライブ配信を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認テスト（小論や記述式問題）を実施。
地域保安指導事業	<ul style="list-style-type: none"> 販売事業者向け（数千人） 主に法定業務 	<ul style="list-style-type: none"> 大人数の販売事業者向け講習ではオンデマンドのeラーニングを実施。他に個別指導を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 確認テスト（多肢選択問題等）を実施。

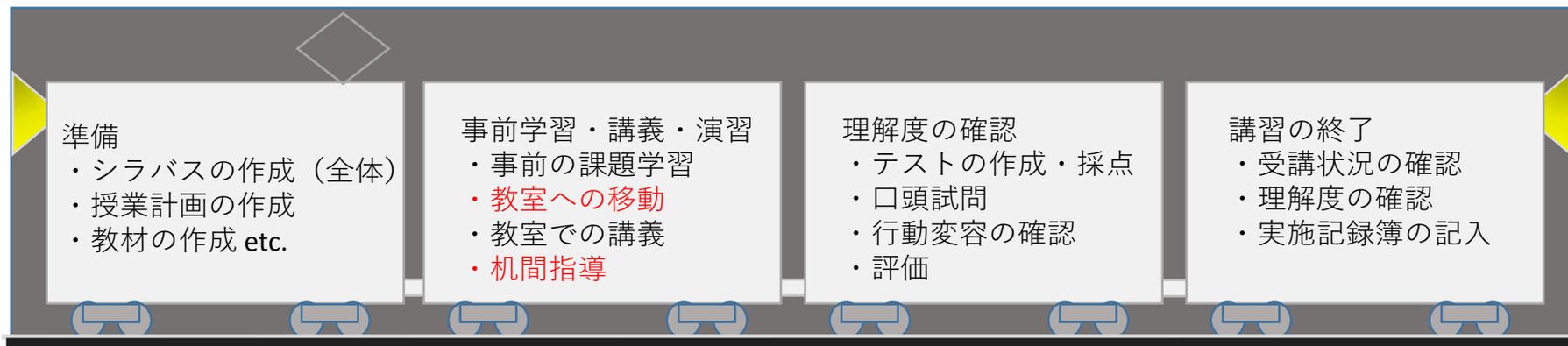
(注) 対面教育と比べ、受講者の学習進捗等が見えにくい遠隔教育では、到達レベルの確認工程を、より重視する予定。



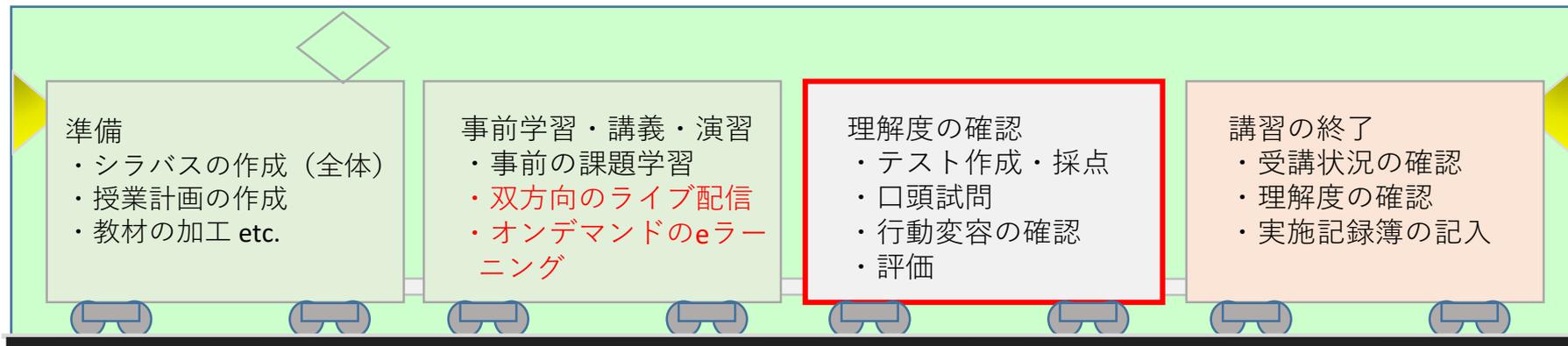
2. 保安に関する遠隔教育

- 対面教育と遠隔教育のフローは基本的に変わらない。対面教育と比べ、受講者の学習進捗等が見えにくい遠隔教育では、到達目標の設定と理解度の確認を、より重視する必要。

< 集合教育 >



< 遠隔教育 >



2. 保安に関する遠隔教育（地域保安指導事業）

- 販売事業者向けにe-ラーニングを実施。
- 都道府県協会に、参加を募り、事前説明会を経て実施。専門の講師陣が資料を作成。学習後の確認テストを終えて講習が終了。

法令指導

1. 販売事業の登録（法第3条）

近年では、法令遵守はもちろんのこと、自主保安も求められるようになってきました。当講習は、法令のもとで適切に事業を実施しているか、定期的に振り返る機会としていただくことが目的です。当講習では、基本的事項なポイントを絞って指導を行います。詳細についてはテキスト「LPガス販売事業の手引き（令和元年度版）」を確認してください。また、適宜、法令集を参照してください。

液化石油ガス販売事業を行おうとするときは、まず初めに事業の登録が必要です。登録を受けるにあたっては、登録を受けようとする行政庁に「申請書」を提出しなければなりません。申請時には次の添付書類が必要となります。

登録申請の提出書類：申請書に添付する書類

- (1) 貯蔵施設の位置、構造、付近の状況を示す図面（3,000kg未満の場合）（所有する場合）
- (2) 法第11条のただし書きに該当する証拠書類（容器置場を所有しない場合等）
- (3) 販売予定地域、販売予定戸数、販売予定量
- (4) 損害賠償の支払能力を示す証拠書類
- (5) 法人の場合は、定款、登記事項証明書
- (6) 法第4条第1項に該当しない旨の誓約書

① 液石・高圧ガス保安法による罰金以上に処せられ2年を経過していない者
② 登録取り消し・上りつ年が経過していない者

③ ④ ⑤ ⑥

保安業務指導

1. 共通（規則第36条第1項第1号の点検、第37条第1号の調査）

区分を理解し、法令に基づく「点検・調査」を確認しましょう。

1 保安業務指導を受けるにあたっての心構え

2 点検調査

1 共通

2 供給設備

3 消費設備

4 事故等

中断する

4分野のe-ラーニングを実施

- ・法令指導
- ・保安業務指導
- ・CO中毒事故防止技術
- ・災害対策。

区分を理解し、法令に基づく「点検・調査」を確認しましょう。

テキスト P.1

体積販売

「点検」

供給設備

消費設備

供給管

配管

末端ガス栓

排気筒

※ 内容積20L（カップリング付容器用弁を装着しているものは25L）以下の容器の場合（調整器付き内容積8L以下の容器も含まれる。）

※ 屋外で移動して消費する場合

質量販売

「調査」

消費設備

調整器

末端ガス栓

LPガス容器

ガスコンロ

※ 内容積20L（カップリング付容器用弁を装着しているものは25L）以下の容器の場合（調整器付き内容積8L以下の容器も含まれる。）

※ 屋外で移動して消費する場合

★「排気筒」も消費設備です。基準に沿って調査が必要です。（保安業務ガイド P40～P51）参照

中断する

受講時間 | 00:00:20
2 / 21ページ

戻る 次へ

2. 保安に関する遠隔教育（保安専門技術者指導事業）

- 保安専門技術者指導事業（教員や指導者の養成）では、講習の実施にあたっては、業務遂行に求められる知識・力量を整理するとともに、講習における到達目標と評価基準を定め、講義終了後に評価を行うこととしている。
- 事前学習（教材の提供）、演習を中心とした講義（オンライン）を実施している。

講習テーマ

- 法令指導に関すること
- 保安業務指導に関すること
- CO中毒事故防止に関すること（「業務用厨房機器のメンテナンスに関すること」を含む。）
- LPガス災害対策に関すること

業務遂行に求められる知識・力量を整理

法令指導（抜粋）

		到達目標	
大項目	小項目	知識	力量
販売事業の登録等	販売所等の変更の届出	販売所、保安機関の変更届についてその記載内容等を理解していること。	販売所等の変更の届出について事例を紹介しながら指導できること。
販売事業	書面の交付	14条書面の意義について理解していること。	一般消費者等への書面の交付について事例を紹介しながら指導できること。
	販売の方法	体積販売と質量販売の違い及び質量販売に関する法令について理解していること。	販売事業者の販売の方法について事例を紹介しながら指導できること。
	帳簿の記載	帳簿に記載すべき事項について理解していること。	帳簿の記載の方法について事例を紹介しながら指導できること。